

## 今、安心して働けていますか

ALSOK熊本株式会社  
警備士 岩崎正弘

今、労働者の皆さんにお聞きします。『あなたは、今の仕事に安心して働けていますか?』と。

厚生労働省の発表によれば、平成31年1月から令和元年12月までの労働災害による死亡者数は845人(1日あたり、2~3人)休業4日以上之死傷者数は、125,611人(1日あたり344.1人)との事。

労働者にとって誰しも、一度や二度労働災害に遭遇または、遭遇しそうになったことはあると思う。私自身これまで、消防職6年(内、4年間はレスキュー隊所属)、警備職40年を経て、仕事中にこれらを経験したまたは、経験しそうになって冷や汗をかいたことは枚挙に暇がない。

前述のように、毎年国内では多数の労働者が工作中的災害により、その尊い命や身体に障害を負う等大きな影響を及ぼしている。また一方で、労災にあった本人ばかりでなく、周りの家族に対しても精神的、経済的に大きな苦痛を強いる労災事故は、撲滅しなければならない。

また、経営者側に立ってみれば、現在は正に【訴訟社会】。労災死傷事故が一度発生すれば、その事故内容によっては、監督官庁からの立ち入り、その後の改善命令や、場合によっては営業停止処分等を受ける。そして、労災事故にあった社員側からも、労働者が働く環境や設備等万全な対策が取られていたのか等で会社は訴えられ、ひいては多額の賠償金を請求され、更には、会社の社会的信頼さえも失墜する等、労災は労使双方にとってあまりにも大きな代償を払わなければならないリスクがそこにある。

では、如何にしてこのような労働災害事故を撲滅または、軽減させることができるかについて、私見を述べさせていただければ、結論《ハインリッヒの法則から学ぶべき体制を作る》である。

いうまでもなくこの法則とは、1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、更にその背後に事故寸前だった300件の異常、所謂ヒヤリハット(ヒヤリとしたりハッとしたりする危険な状態)が隠れているというものである。

つまり、事故寸前だった30件を如何にして会社側と労働者側とが共有して、それからの事故防止策に繋げるかにかかわっている。具体的方策としては、この事故寸前だった300件ほどの異常を如何にして収集(拾い上げる)こと)できるかであるが、ま

ず事故寸前事案の通報義務化を図ることを第一とする。そのような中で、事故前の異常を経験したことは、遭遇した本人にしか分からないことが多く、一般的には事故の内容を上司に報告し、指示を仰ぐ例が大半であろうが、一方で、仕事の未熟さや自分の失敗に起因するものであれば、報告することを躊躇してしまう。そこでこのような経験をした人が自由に、また、周りに知られたくないような事案の場合には、匿名で投稿できるように社内メールや目安箱的なもので情報収集したり、当行内容によってポイントを付与する「ポイント制度」的なものを設け表彰する等の工夫することも、情報収集の効果を上げるために必要であろう。

そして、それらの事象を取り纏める一つのグループ（対策室、委員会、運用室等）が労災事故寸前だった多くの情報を集約する。集約した内容は、即刻事象の把握、分析、検討を踏まえ、事故防止を防ぐべく改善策を立案、社内協議を経て速やかに労働者側へフィードバック。そしてこれからはより重要であるが、労働現場で上記改善策（または案）が100%履行されているか、否か、時を置かずして確認する。仮に履行されていないのであれば、なぜ履行されていないのかを検証、現場からの意見も収集分析し、履行されるべきさらに工夫を加え、確実に実行されることが、労災防止上もとても重要なことである。

真に労災事故を無くそうと、そして労働者の生命・身体を守ろうと思うのであれば、旧態依然としたこれまでの労災教育では、いつまでたっても事故を無くすことや減らすことはできないであろう。そしてその内、取り返しのつかない大きな労災事故が待ち受けている。

私は思う、大切な社員の命と身体、そしてその家族の生活を守らなければならない責任がある経営者は、労災事故撲滅の自覚と防止対策の実践こそが、重要であり必要なことである。前述した対策（ハインリッヒの法則から学ぶべき体制）は直接すぐに収益に結びつくことではないかもしれないが、毎日少しずつでもこのことを積み重ねていくことによって、ひいては働き手にとって仕事に対する危険因子と不安が無くなり、自分の仕事に没頭でき、社員一人一人の力が最大限に発揮され、労働現場での効率が上がり、目先の収益以上に会社全体が大きな力を持つことは間違いない。

『企業は人なり』、人（労働者）を大切にしない会社の将来は無い。そこに働く労働者が安心して働ける会社、社会的使命を持った誇れる会社を、未来に、そしてこれからの次世代を担う若者世代の為にも残さなければならない。